

# 大分県報

令和三年  
号外（三三）  
三月三十一日

（水曜日）

## 目次

訓 令 甲	一
大分県地方機関事務分掌規程の一部改正	一
大分県事務決裁規程の一部改正	二
委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正	五
大分県公印規程の一部改正	七
大分県文書管理規程の一部改正	七
大分県職員服務規程の一部改正	八
臨時的任用職員に関する規程の一部改正	九
大分県職員安全衛生管理規程の一部改正	一〇
大分県職員の職務発明等に関する規程の一部改正	一〇
会計年度任用職員に関する規程の一部改正	一〇
大分県広聴事業取扱規程の一部改正について	一一
大分県消費者行政連絡協議会規程の一部改正	一二
大分県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務取扱規程の一部改正	一二
大分県営林産物極印取扱規程の一部改正	一四
大分県砂防管理員服務規程の一部改正	一五
総合情報ネットワーク運用管理規程の一部改正	一六
訓 令 甲	一六
教育委員会訓令甲	一六
警察本部訓令	一六
訓 令 甲	一六
議会訓令	一六
教育委員会訓令甲	一六

選挙管理委員会訓令  
人事委員会訓令  
監査委員訓令  
警察本部訓令  
労働委員会訓令  
企業局訓令  
病院局訓令  
電子計算機による事務処理規程の廃止……………一七

## ○訓 令 甲

### 大分県訓令甲第四号

本 地 方 機 関  
大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条の二第一項の表の地域創生部の項第八号中「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改め、同表の農山漁村振興部の項第二十四号中「生産流通部」の下に「及び農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ」を加え、同表の生産流通部の項第十二号中「現地指導」を削り、同条第二項の表の地域創生部の項第八号中「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改め、同表の農山漁村振興部の項第二十四号中「生産流通部」の下に「及び農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ」を加え、同表の農山漁村振興部の項第二十四号中「生産流通部」の下に「及び農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ」を加え、同表の生産流通部の項第十二号中「現地指導」を削り、同条第四項の表の地域創生部の項第七号中「過疎地域持続的発展市町村計画」に改め、同表の農山漁村振興部の項第二十四号中「生産流通部」の下に「及び農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ」を加え、同表の生産流通部の項第十二号中「現地指導」を削り、同

条第五項の表の地域創生部の項第八号中「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改め、同表の農山村振興部の項第二十四号中「生産流通部」の下に「及び農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ」を加え、同表の生産流通部の項第十二号中「現地指導」を削り、同条第六項の表の地域創生部の項第七号中「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改め、同表の農山村振興部の項第二十四号中「生産流通部」の下に「及び農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ」を加え、同表の生産流通部の項第十二号中「現地指導」を削る。

第五条第一項の表の健康安全企画課の項第十号中「製菓衛生師法」を「及び製菓衛生師法」に改め、「大分県食品衛生条例（昭和二十九年大分県条例第六十号）及び大分県食品行商取締条例（昭和四十八年大分県条例第三十二号）」を削り、同条第二項の表の健康安全企画課の項第十号、同条第三項の表の健康安全企画課の項第十号、同条第四項の表の健康安全企画課の項第十号及び同条第五項の表の健康安全企画課の項第十号中「製菓衛生師法、大分県食品衛生条例及び食品行商取締条例」を「及び製菓衛生師法」に改める。

第六条の表の総務企画課の項中「総務企画課」を「総務課」に改め、同項中第十二号から第十五号までを削り、第十六号を第十二号とし、同項の次に次のように加える。

里親・措置児童支援課	一 児童相談に関する広報及び啓発に関すること 二 児童相談関係機関の研修の実施及び支援に関すること 三 児童相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関すること 四 里親の開拓及び認定並びに支援に関すること 五 児童についての次に掲げる事務に関すること（センター長が定める児童に係るものに限る。） イ 児童の措置に関すること ロ 児童相談に関する面接、調査及び指導に関すること ハ 保護者の調査指導に関すること ニ 児童の移送に関すること ホ 児童の医学的診断及び治療に関すること
------------	--

第六条の表の女性相談支援課の項に次の三号を加える。  
四 女性相談に関する広報及び啓発に関すること  
五 女性相談関係機関の研修の実施及び支援に関すること

六 女性相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関すること  
第十六条第二項の表の企画指導担当の項中三号を削り、第四号を第三号とし、同表の水田農業グループ企画指導担当の項中三号を削り、第四号を第三号とし、同表の水田農業グループ研究チームの項に次の一号を加える。  
四 主要農作物の種子対策に関すること（現地指導・審査に関する業務に限る。）

第十六条第二項の表の果樹グループ企画指導担当の項中三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表の花きグループ企画指導担当の項中三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項の表の企画指導担当の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。

大分県訓令甲第五号

本 庁  
地 方 機 関

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第十号中「地域保健推進監」の下に「感染症対策監」を加え、「農地活用推進監」を「水田畑地化推進監」に改め、同条第十一号中「及び第六項」を「第六項及び第八項」に改め、「専門研究員（総括）」の下に「、上席主幹研究員（総括）」を、「専門研究員（チームリーダー）」の下に「、上席主幹研究員（チームリーダー）」を加える。

別表第一の一の表の十九の項の課長、所長及び室長の欄第十三号中「第十七条の三十六第九項、第十一項又は第十六項」を「第十七条の三十六第十項又は第十五項」に改め、同欄第十四号中「第十七条の三十六第十二項」を「第十七条の三十六第十一項」に改める。

別表第一の一の表の三十六の項の課長、所長及び室長の欄第一号中「及び第三項」を削り、「指定し、その旨を会計管理者に報告する」を「指定する」に改める。

別表第一の一の表の三十九の項の部長の欄中第十九号を第二十三号とし、同欄第十八号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 委託約款第五十一条第二号の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。  
別表第一の一の表の三十九の項の部長の欄中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 委託約款第五条第三項の規定に基づき、受注者の業務委託料債権の譲渡について承諾すること。

別表第一の一の表の三十九の項の部長の欄第十五号中「第五十五条」を「第六十一条」に改め、同号を同欄第十七号とし、同欄第十四号中「第四十七条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同号を同欄第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 約款第五十六条第一号第二号の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

別表第一の一の表の三十九の項の部長の欄第十三号中「第四十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十二号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同欄第十三号とし、同欄第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 約款第五条第三項の規定に基づき、受注者の請負代金債権の譲渡について承諾すること。

別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄第十七号中「に基づき、」の下に「請負代金内訳書及び」を加え、同欄第十八号中「第四条（A）第三項」を「第四条（A）第四項」に改め、同欄第十九号中「第四条（A）第四項」を「第四条（A）第五項」に、「第四条（B）第三項」を「第四条（B）第四項」に改め、同欄中第五十号を削り、第四十九号を第五十号とし、第三十五号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第三十四号中「及び第二項」及び「請求し、又は通常必要とされる工期に満たない工期への変更を」を削り、同号を同欄第三十五号とし、同欄中第三十三号を第三十四号とし、第二十八号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二十七号中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改め、同号を同欄第二十八号とし、同欄中第二十六号を第二十七号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。  
二十二 約款第七条の第二第二項の規定に基づき、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることを認めること。  
別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄第五十一号を次のように改める。

五十一 約款第四十七条の規定に基づき、履行の催告をすること。  
別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄第五十二号中「第五十二条第四

項」を「第五十五条第四項」に改め、同欄第五十三号中「第五十二条第七項」を「第五十五条第七項」に改め、同欄第百号を同欄第百三号とし、同欄第九十九号中「第四十六条第六項」を「第五十条第六項」に改め、同号を同欄第百号とし、同号の次に次の二号を加える。

百一 委託約款第五十一条第一項（第二号を除く。）の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

百二 委託約款第五十一条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。

別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄第九十八号中「第四十六条第三項」を「第五十条第三項」に改め、同号を同欄第九十九号とし、同欄中第九十六号及び第九十七号を削り、第九十五号を第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八 委託約款第四十二条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第一の一の表の三十九の項の課長、所長及び室長の欄第九十四号を第九十六号とし、第八十二号から第九十三号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第八十一号中「及び第二項」及び「請求し、又は通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を」を削り、同号を同欄第八十三号とし、同欄中第八十号を第八十二号とし、第五十九号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第五十八号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同号を同欄第六十号とし、同欄第五十七号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同号を同欄第五十九号とし、同欄中第五十六号を第五十八号とし、第五十五号を第五十七号とし、第五十四号を第五十六号とし、第五十三号の次に次の二号を加える。

五十四 約款第五十六条第一項（第二号を除く。）の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

五十五 約款第五十六条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。

別表第一の二の表の一の項の会計管理者の欄第一号中「第五条第六号」を「第五条第三号」に改め、「又は改廃」を削り、同欄第二号を削り、同欄第三号中「第五条第十号」を「第五条第四号」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄中第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の二の表の一の項の会計管理局長の欄第一号及び第二号を削り、同欄第三号中「第五条第六号」を「第五条第三号」に改め、「又は改廃」を削り、同号を同欄第一号とし、同欄中第四号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十四号までを五号ずつ繰り上げる。

別表第一の二の表の一の項の課長及び室長の欄中第二号から第六号までを削り、第七号を

第二号とし、第八号を削り、第九号を第三号とし、第十号から第十七号までを六号ずつ繰り上げる。  
別表第一の二の表の一の項の班総括の欄中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。  
別表第一の三の表中注以外の部分を次のように改める。

項目	三 事前決裁を必要とする契約等（歳入）の決裁事項		
	知事	権限に属する部長	課長
普通財産の譲渡及び交換	時価評価額 五、〇〇〇万円以上	時価評価額 五、〇〇〇万円未満	時価評価額 五、〇〇〇万円未満
寄附金の受納	二、〇〇〇万円以上	二、〇〇〇万円以上 二、〇〇〇万円未満	二、〇〇〇万円未満
公有財産の贈与の受納	時価評価額 二、〇〇〇万円以上	時価評価額 三、〇〇〇万円以上 二、〇〇〇万円未満	時価評価額 三、〇〇〇万円未満
普通財産の貸付け	時価貸付料 一、〇〇〇万円以上	時価貸付料 五、〇〇〇万円以上 一、〇〇〇万円未満	時価貸付料 五、〇〇〇万円未満
行政財産の貸付け	貸付料 一、〇〇〇万円以上	貸付料 五、〇〇〇万円以上 一、〇〇〇万円未満	貸付料 五、〇〇〇万円未満
工事の受託	五億円以上	一億円以上 五億円未満	一億円未満
その他収入の原因となる契約等の締結	一億円以上	一、〇〇〇万円以上 一億円未満	一、〇〇〇万円未満

別表第二の一の表の八の項の地方機関の長の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の二の表の十の項の地方機関の長の欄中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 不動産に関する登記及び登録の申告又は嘱託に関する事務（本庁所管に係るものを除く。）を行うこと。

別表第二の三の表のイの部の二の項の長い長の欄第一号中「及び第三項」を削り、「指定し、その旨を会計管理者に報告する」を「指定する」に改め、同欄第三号中「及び第五項」を削り、「任免し、会計管理者に報告する」を「任免する」に改める。

別表第二の三の表のイの部の五の項の長い長の欄第十五号中「第四条（A）第三項」を「第四条（A）第四項」に改め、同欄第十六号中「第四条（A）第四項」を「第四条（A）第五項」に、「第四条（B）第三項」を「第四条（B）第四項」に改め、同欄第九十八号を同欄第九十九号とし、同欄第九十七号中「第四十六条第六項」を「第五十条第六項」に改め、同号を同欄第九十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

百一 委託約款第五十一条第一項の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

百二 委託約款第五十一条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の長い長の欄第九十六号中「第四十六条第三項」を「第五十条第三項」に改め、同号を同欄第九十九号とし、同欄第九十四号及び第九十五号を削り、同欄第九十三号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同欄第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八 委託約款第四十二条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の長い長の欄第九十二号を第九十六号とし、第七十八号から第九十一号までを四号ずつ繰り下げ、同欄第七十七号中「及び第二項」及び「請求し、又は通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を」を削り、同号を同欄第八十一号とし、同欄第七十六号を第八十号とし、第五十九号から第七十五号までを四号ずつ繰り下げ、第五十八号を第六十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十二 委託約款第五条第三項の規定に基づき、受注者の業務委託料債権の譲渡について承諾すること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の長い長の欄第五十七号を同欄第六十号とし、同欄第五十六号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同号を同欄第五十九号とし、同欄

第五十五号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同号を同欄第五十八号とし、同欄第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十六号とし、同欄第五十二号中「第十二条第七項」を「第五十五条第七項」に改め、同号を同欄第五十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十四 約款第五十六条第一項の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

五十五 約款第五十六条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の「長」の欄第五十一号を削り、同欄第五十号中「第四十七条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同号を同欄第五十二号とし、同欄第四十九号中「第四十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同号を同欄第五十一号とし、同欄第四十八号を削り、同欄第四十七号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同欄第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十 約款第四十七条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の「長」の欄第四十六号を第四十八号とし、第三十一号から第四十五号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第三十号中「及び第二項」及び「請求し、又は通常必要とされる工期に満たない工期への変更」を削り、同号を同欄第三十二号とし、同欄第二十九号を第三十一号とし、第二十四号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第二十三号中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改め、同号を同欄第二十五号とし、同欄第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 約款第七条の二第二項の規定に基づき、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることを認めること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の「長」の欄第十八号の次に次の一号を加える。

十九 約款第五条第三項の規定に基づき、受注者の請負代金債権の譲渡について承諾すること。

別表第二の三の表のイの部の五の項の課長の欄第一号中「に基づき、」の下に「請負代金内訳書及び」を加え、同欄第六号中「第五十二条第四項」を「第五十五条第四項」に改める。別表第二の三の表のロの部を次のように改める。

項	目	内容
		ロ 事前決裁を必要とする契約等（歳入）の決裁事項
		かい長の権限に属する事務

寄附金の受納	か	い	長
収入の原因となる契約等（公有財産及び工事の受託に係るものを除く。）の締結、変更及び解除	全	額	
行政財産の貸付けに係る契約の締結及び変更（大分県県有財産条例第三条の二において準用する同条例第三条の規定に基づき、無償又は時価よりも低い価格で貸し付ける場合を除く。）	貸付料の年額五百万円未満		
工事の受託に係る収入の原因となる契約等の締結、変更及び解除	八	千	万
	円	未	満
県有林産物の処分に係る収入の原因となる契約等の締結、変更及び解除（主伐に係るものを除く。）	時価評価額三百万円未満		

別表第二の四の表の一の項の出納員の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第六号

- 本 庁
- 教 育 庁
- 人事委員会事務局
- 監査委員事務局
- 警 察 本 部
- 労働委員会事務局
- 議 会 事 務 局
- 企 業 局
- 病 院 局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表第一の四の項の課長の欄第一号中「及び第三項」を削り、「指定し、その旨を会計管理者に報告する」を「指定する」に改め、同表の六の項の班総括等の欄第一号中「第八条第二項」を「第八条」に改め、同表の七の項の警察本部長の欄第十八号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄第十七号を第二十号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 委託約款第五条第三項の規定に基づき、受注者の業務委託料債権の譲渡について承諾すること。

別表第一の七の項の警察本部長の欄第十五号中「第五十五条」を「第六十一条」に改め、同号を同欄第十七号とし、同欄第十四号中「第四十七条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同号を同欄第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 約款第五十六条第一項第二号の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

別表第一の七の項の警察本部長の欄第十三号中「第四十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十二号中「瑕疵の」を削り、「修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同号を同欄第十三号とし、同欄第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 約款第五条第三項の規定に基づき、受注者の請負代金債権の譲渡について承諾すること。

別表第一の七の項の警察本部長の欄に次の一号を加える。

二十二 委託約款第五十一条第二号の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

別表第一の七の項の課長の欄第十七号中「基づき、」の下に「請負代金内訳書及び」を加え、同欄第十八号中「第四条（A）第三項」を「第四条（A）第四項」に改め、同欄第十九号中「第四条（A）第四項」を「第四条（A）第五項」に、「第四条（B）第三項」を「第四条（B）第四項」に改め、同欄第五十号を削り、第四十九号を第五十号とし、第三十五号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第三十四号中「及び第二項」及び「請求し、又は通常必要とされる工期に満たない工期への変更を」を削り、同号を同欄第三十五号とし、同欄第三十三号を第三十四号とし、第二十八号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二十七号中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改め、同号を

同欄第二十八号とし、同欄第二十六号を第二十七号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 約款第七条の第二項の規定に基づき、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることを認めること。

別表第一の七の項の課長の欄第五十一号を次のように改める。

五十一 約款第四十七条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第一の七の項の課長の欄第五十二号中「第五十二条第四項」を「第五十五条第四項」に改め、同欄第五十三号中「第五十二条第七項」を「第五十五条第七項」に改め、同欄百号を同欄百三十三号とし、同欄第九十九号中「第四十六条第六項」を「第五十条第六項」に改め、同号を同欄百号とし、同号の次に次の二号を加える。

百一 委託約款第五十一条第一項（第二号を除く。）の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

百二 委託約款第五十一条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。

別表第一の七の項の課長の欄第九十八号中「第四十六条第三項」を「第五十条第三項」に改め、同号を同欄第九十九号とし、同欄第九十六号及び第九十七号を削り、第九十五号を第九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十八 委託約款第四十二条の規定に基づき、履行の催告をすること。

別表第一の七の項の課長の欄第九十四号を第九十六号とし、第八十二号から第九十三号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第八十一号中「及び第二項」を削り、「への短縮」を「の短縮」に改め、「請求し、又は通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を」を削り、同号を同欄第八十三号とし、同欄第八十号を第八十二号とし、第五十九号から第七十九号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第五十八号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同号を同欄第六十号とし、同欄第五十七号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同号を同欄第五十九号とし、同欄第五十六号を第五十八号とし、第五十五号を第五十七号とし、第五十四号を第五十六号とし、第五十三号の次に次の二号を加える。

五十四 約款第五十六条第一項（第二号を除く。）の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

五十五 約款第五十六条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもつて違約金に充当すること。

別表第二の一の表中注以外の部分を次のように改める。  
一 事前決裁を必要とする契約等（歳入）の決裁事項

項目	知事	総務担当教育次長、事務局長		課長
		警察本部長	警務部長	
普通財産の譲渡及び交換	時価評価額 五、〇〇〇万円 以上	時価評価額 五〇〇万円 以上	—	時価評価額 五〇〇万円 未満
寄附金の受納	二、〇〇〇万円 以上	二〇〇万円 以上	—	二〇〇万円 未満
公有財産の贈与の受納	時価評価額 二、〇〇〇万円 以上	時価評価額 三〇〇万円 以上	—	時価評価額 三〇〇万円 未満
普通財産の貸付け	時価貸付料 一、〇〇〇万円 以上	時価貸付料 五〇〇万円 以上	—	時価貸付料 五〇〇万円 未満
行政財産の貸付け	貸付料 一、〇〇〇万円 以上	貸付料 五〇〇万円 以上	—	貸付料 五〇〇万円 未満
その他収入の原因となる契約等の締結	一億円 以上	四、〇〇〇万円 以上	一、〇〇〇万円 以上	一、〇〇〇万円 未満

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

附則

大分県訓令甲第七号

本 各 地方 本  
機 機 機 機  
関 関 関 関  
各 各 各 各  
か か か か  
い い い い

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第七号様式中「~~...~~」を「~~...~~」に、「~~...~~」を「~~...~~」に、「~~...~~」を「~~...~~」に、「~~...~~」を「~~...~~」に改める。  
別表第一の大分県小作主事印の項中「~~...~~」を「~~...~~」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第八号

本 地方 本  
機 機 機  
関 関 関

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

目次中「第七十三条の二」を「第七十三条の三」に改める。  
第二条第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十五号中「専門研究員（総括）」の下に「、上席主幹研究員（総括）」を加える。

第二十一条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条中「配付し」を「配布し」に改め、同条第一号中「かわかる」を「関わる」に、「特殊文書配付簿」を「特殊文書配布簿」に、「配付する」を「配布する」に改め、同条第二号中「配付する」を「配布する」に改め、同条第三号中「配付先」を「配布先」に、「配付する」を「配布する」に改める。

第二十二条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条第一項中「配付を」を「配布を」に、「配付し」を「配布し」に改め、同項第一号及び第二号中「配付する」を「配布する」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「配付」を「配布」に改める。

第二十四条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条第一項中「配付し」を「配布し」に改め、同項第一号中「配付する」を「配布する」に、「特殊文書配付簿」を「特殊文書配

「簿」に改め、同項第二号中「かわる」を「関わる」に、「特殊文書配布簿」を「特殊文書配布簿」に、「配付する」を「配布する」に改め、同項第三号中「配付する」を「配布する」に改める。

第二十八条中「配付」を「配布」に改める。

第二十九条第二項中「回付確認のための押印欄」を「回付確認欄」に改める。

第三十条の見出し中「かわる」を「関わる」に改め、同条中「かわる」を「関わる」に、「特殊文書配布簿」を「特殊文書配布簿」に改める。

第六十一条ただし書中「県の機関に対して施行する文書（許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書を除く。）及び県の機関以外のものに対して施行する軽易な」を「許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書以外の」に改める。

第七十条中「総合行政ネットワーク」の下に、「電子申請システム（第七十三条の二に規定する電子申請システムをいう。以下この条において同じ。）その他の業務システム」を加え、「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の三第一項」に改め、同条ただし書中「電子メール」の下に、「電子申請システムその他の業務システム」を加える。  
第二章第七節第七十三条の二を第七十三条の三とし、第七十三条の次に次の一条を加える。  
（電子申請システムその他の業務システムによる施行）

第七十三条の二 電子申請システム（電子情報処理組織を使用して県の機関に係る申請、届出その他の手続等を行うためのシステムで、行政企画課電子自治体推進室長が管理する電子申請システムをいう。）その他の業務システムにより電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年月日を登録しなければならない。

別表第一中

情報政策課	（情政）	を
DX推進課	（DX）	に、
先端技術挑戦課	（先端）	を
農地活用・集落営農課	（農集営）	を

水田畑地化・集落営農課

（水集営）

に、

県有財産経営室

（財産）

を

県有財産経営室  
電子自治体推進室

（財産）  
（電推）

に、

新産業振興室  
先端技術挑戦室

（新産）  
（先端）

を

新産業振興室

（新産）

に改める。

第四号様式中「特殊文書配布簿」を「特殊文書配布簿」に、「配付先」を「配布先」に、「秘密」を「機密」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第九号

大分県職員服務規程（昭和三十一年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十八条第一項中「総務事務システム」を「総務事務システム等」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

第二十四条及び第二十五条 削除

本 庁  
地 方 機 関

第三十七條第二項を削る。  
 第二号様式中「㉔」を削る。  
 第三号様式を次のように改める。

第37条様式 別添

第七号様式及び第八号様式の三中「㉔」を削る。

第十号様式中  
 「職 員 章 再交付申請書」を 「職 員 章 再交付申請書」に改め、「㉔」  
 身分証明書 職 員 証  
 「職 員 章 再交付申請書」を 「職 員 章 再交付申請書」に改める。  
 身分証明書 「職 員 証」

を削り、「職 員 章」を削る。  
 「職 員 章」を削る。  
 「職 員 章」を削る。

第十六号様式から第十八号様式までの規定中「㉔」を削る。  
 第十九号様式中「㉔」を「㉕」に改め、「平成」を削る。

第二十号様式中「㉔」を削る。

第二十号様式の二の(表)中「㉔」を削り、「無」を「無」に改める。  
 第二十号様式の三中「㉔」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十号

本 庁  
 地 方 機 関

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条第七項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

第十六条の二第一項中「臨時的任用職員」の下に「（別表第二の八の項に掲げる場合にあつては、知事部局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）」を加え、同条第二項中「の十二の項及び十三の項」を「の十の項」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 別表第二の八の項並びに別表第三の七の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間

令和三年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲）

を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもつて一日とする。  
 別表第二中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 風水震災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる日又は時間
---	---------------

別表第二に次のように加える。

六 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	出産日までの申し出た期間
---	--------------

七 女性職員が出産した場合	出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間（出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めるときを除く。）
---------------	--

八 義務教育終了前の子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）又はその子の母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十	任用期間において五日（義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間
---	--

<p>三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>九 前各項に定める場合のほか、人事課長が特に必要と認める場合</p>	<p>必要と認められる日又は時間</p>

別表第三の四の項中「（昭和四十年法律第四百十一号）」を削り、同表中八の項及び九の項を削り、同表の十の項中「（昭和二十六年大分県条例第三十五号）」及び「及び十二の項」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の十一の項中「十三の項」を「十の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表中十二の項を削り、十三の項を十の項とする。

第一号様式中「㊸」及び「又は一太郎」を削る。

第一号様式の二中「㊸」を削る。

第四号様式中

「・風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合

・選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

「公民権行使、風水震災火災等による出退勤困難、官公署出頭、忠引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び人事課長が特に必要と認める場合」

「産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇」を「育児時間」に改め、「㊸」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十一号

大分県職員安全衛生管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正

本 庁  
地 方 機 関

する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十二号

大分県職員の職務発明等に関する規程（平成二十八年大分県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一号様式中「㊸」を削る。

第二号様式中「㊸」を削る。

第三号様式中「㊸」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十三号

会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第二項に次の一号を加える。

四 設置される職が、技術職種等専門職種であって、人事課長が作成する名簿から選考する場合

第三条第三項中「五年を超えて引き続き」を「同号の規定により引き続き五年間」に改め、同条第八項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

第二十条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 行政手続の電子化の推進等業務に従事する者

別表第二中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等の際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる日又は時間

別表第二に次のように加える。

六 前各項に定める場合のほか、人事課長が特に必要と認める場合

必要と認められる日又は時間

第一号様式中「㊦」及び「又は」を削る。

第二号様式中「㊦」を削る。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式(第3条関係)

会計年度任用職員勤務条件同意書兼宣誓書

職

- 1 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号(会計年度任用職員)
- 2 任 期 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 3 条件付採用 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。

- 4 勤務場所 円とする。
- 5 業務内容 支給事由の生じた月の分を翌月10日(10日が閉庁日である場合は、翌閉庁日)に支給
- 6 報酬/給料 7 報酬の支払 通勤費用の弁償、期末手当(未支給)において必要な条件を満たしている場合に限り、(任用の途中で報酬・給料及び手当等額が改定されることがある。)
- 8 手 当 等 (任用の途中で報酬・給料及び手当等額が改定されることがある。)
- 9 社会保険 法令定めるところによる。
- 10 勤務時間

ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の短縮の変更を行う場合がある。なし(災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合を除く。)

- 11 時間外勤務
- 12 休憩時間
- 13 勤務日
- 14 休 日
- 15 休 暇 等

(1) 年次有給休暇 日 時間  
(付与日数 日、繰越日数 日)

(2) その他の休暇

- ①有給休暇 風水震災火災等による出社困難、公民権行使、官公署出頭、急引休暇及び人事課長が特に必要と認める場合
- ②無給休暇 公務病、育児休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児期間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇
- ③休業(無給) 育児休業、部分休業

16 退 職 任用満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出る。

17 分限・懲戒 (1) 地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例の規定による。

(2) 次に該当する場合は免職されることがある。この場合において、原則30日前までに免職の手当を行う。

①地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

②地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

18 災害補償 法令又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例定めるところによる。

19 再度の任用 任用満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ、勤務実績が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一つの任用の限度として公選による再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日(※任用予定期間満了日の翌日)以降の任用を保障するものではない。

20 その他特記事項 ※勤務労働条件については、上記によるほか、会計年度任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日

所 長

私は、会計年度任用職員として採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。私は、ここに主権が留限に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを旨の本旨を体することと公務を執行することとを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体することと公務を執行することとを固く誓います。正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県知事

氏名

第六号様式及び第十号様式中「㊦」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十四号

本 庁

大分県広聴事案取扱規程（昭和四十三年大分県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第三項中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第三条中「広聴処理票（第二号様式）」を作成し、「」を削る。

第六条第三項中「広聴処理票により」を削る。

第二号様式を削り、第一号様式を別記様式とする。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十五号

知 事 部 局

教 育 庁

警 察 本 部

大分県消費者行政連絡協議会規程（昭和四十二年大分県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表中「福祉保健部障害福祉課障害者社会参加推進室長」を

「福祉保健部障害福祉課障害者社会参加推進室長」に、「

生活環境部生活環境企画課長

「商工観光労働部工業振興課新産業振興室長

「商工観光労働部DX推進課長

「商工観光労働部先端技術挑戦課長

に、「農林水産部農地活用・集落営農課長」

を「農林水産部水田畑地化・集落営農課長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十六号

農 林 水 産 部

振 興 局

大分県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務取扱規程（昭和五十四年大分県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

題名中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、「大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）」により専決できるものに

係る場合を除き、一通は自ら保管し、他は意見書を添付して」を削る。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、これらに代わる電子システム等により管理する場合には、この限りでない。

第三条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第七条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、これらに代わる電子システム等により管理する場合には、この限りでない。

第三号様式中「大分県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務取扱規程」を「大分県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事務取扱規程」に改める。

第四号様式を次のように改める。

第五号様式を次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

狩猟免許取消等報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

振興局長

下記のとおり狩猟免許（を取り消した・の効力を停止した・が失効した）ので、大分県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事務取扱規程第4条の規定により報告します。

記

住所	
氏名	
生年月日	
取消しの年月日	
取消しの理由	
取り消した狩猟免許の種類	
取り消した狩猟免許の番号	
登録年月日	
狩猟経験年数	
適用条項	

- 注
- 1 取り消し、若しくは効力の停止をし、又は失効した狩猟免許が複数ある場合は、それぞれについて記入すること。
  - 2 停止処分の場合は、本様式の「取消し」を「停止」に、「取り消した狩猟免許」を「停止した狩猟免許」に変えること。

令和三年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲）

第5号様式（第6条関係）

狩猟者登録取消等報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

振興局長

下記のとおり狩猟登録者（を取り消した・の効力を停止した）ので、大分県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事務取扱規程第6条の規定により報告します。

記

住所									
氏名									
生年月日									
取消しの年月日									
狩猟者登録を取り消した理由									
取 り 消 し た 狩 猟 者 登 録	<table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>狩猟経験年数</td> <td></td> </tr> </table>	種類		番号		登録年月日		狩猟経験年数	
種類									
番号									
登録年月日									
狩猟経験年数									
適用条項									

注 1 取り消し、又は効力の停止をした狩猟者登録が複数ある場合は、それぞれについて記入すること。

2 狩猟者登録を取り消した場合は、本報告をもって狩猟者登録の抹消の報告に代えることができる。

3 停止処分の場合は、本様式の「取消し」を「停止」に、「取り消した狩猟者登録」を「停止した狩猟者登録」に変えること。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十七号

農 林 水 産 部  
振 興 局

大分県営林産物極印取扱規程（昭和三十四年大分県訓令林政第七百九号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一号様式中

「森林整備室長（局長）」	班総括（班総括）	班総括（班総括）	職 氏 名	印

命 令 者 名	使 用 者 名	職 氏 名
職 氏 名	職 氏 名	

交 付	取 扱 者 印	還 付	取 扱 者 印
月 日	月 日	月 日	月 日

交 付	還 付
月 日	月 日

第一号様式を次のように改める。

第2号様式 (第4条関係)

極印使用簿

貸出 月日	極印 種類	番号	目的	数量	使用 場所	使用 期間	使 用 者	職 氏 名	返 月 日	備 考

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十八号

土木建築部  
土木事務所

大分県砂防管理員服務規程（昭和四十年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一号様式中「㊟」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式

砂防指定地(地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域)管理日誌

年 月 日 曜日 天候  
砂防管理員

巡回場所	違反事実	処理状況	備考
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

第三号様式中「㊟」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十九号

本 庁  
地 方 機 関

総合情報ネットワーク運用管理規程（平成七年大分県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第一号中「情報政策課長」を「総務部行政企画課電子自治体推進室長（以下「電子自治体推進室長」という。）」に改める。

第三条から第八条までの規定中「情報政策課長」を「電子自治体推進室長」に改める。

第九条中「情報政策課長」を「電子自治体推進室長」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

第十条から第十二条までの規定中「情報政策課長」を「電子自治体推進室長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○訓 令 甲

教育委員会訓令甲  
警察本部訓令

大分県訓令甲第二十号

大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県警察本部訓令第二十一号

知 事 部 局  
教 育 庁  
警 察 本 部

大分県訓令甲第二十四号

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九

大分県警察本部訓令甲第十七

号  
の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

大分県 教育委員会

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

別表第二中「農地活用・集落営農課長」を「水田畑地化・集落営農課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○訓 令 甲

議 会 訓 令

教育委員会訓令甲

選挙管理委員会訓令

人事委員会訓令

監査委員訓令

警察本部訓令

労働委員会訓令

企業局訓令

病院局訓令

大分県訓令甲第二十一号

大分県議会訓令第一号

大分県教育委員会訓令甲第二号

大分県選挙管理委員会訓令第一号

大分県人事委員会訓令第一号

大分県監査委員訓令第一号

大分県警察本部訓令第二十二号

大分県労働委員会訓令第一号

大分県企業局訓令第五号

大分県病院局訓令第五号

知事 廣 生

議会事務局 廣 生

教育庁 廣 生

選挙管理委員会 廣 生

人事委員会事務局 廣 生

監査委員事務局 廣 生

警察本部 廣 生

労働委員会事務局 廣 生

企業局 廣 生

病院局 廣 生

大分県訓令甲第十一号

大分県議会訓令第二号

大分県教育委員会訓令第三号

大分県選挙管理委員会訓令第一号

大分県人事委員会訓令第一号

大分県監査委員訓令第一号

大分県警察訓令第十六号

大分県地方労働委員会訓令第一号

大分県企業局訓令第七百十号

大分県病院局訓令第三号

電子計算機による事務処理規程

止する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 廣 生

大分県議会議長 廣 生

大分県教育委員会委員 廣 生

大分県選挙管理委員会委員 廣 生

大分県人事委員会委員長 廣 生

令和三年三月三十一日

大分県報号外(訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選挙委訓令・人事委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・労働委訓令・企業局訓令・病院局訓令)

一七

令和三年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人事委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・労働委訓令・企業局訓令・病院局訓令）

大分県代表監査委員	首藤
大分県警察本部長	竹迫
大分県労働委員会会長	深田
大分県企業局長	工藤
大分県病院局長	代田
	英哉
	正俊
	茂人
	宜哉
	博文

附則  
この訓令は、公示の日から施行する。